

富子第205号
令和7年7月1日

柔道整復師関係団体 御中

富里市健康福祉部子育て支援課長

子ども医療費助成制度における独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱いに関する周知について（依頼）
猛暑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

当市の子ども医療費助成制度の運用につきましては、日頃から格別の御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、市民の子育てを支援するため、子ども医療費助成制度を実施しているところです。

本制度は、学校管理下での負傷又は疫病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については助成対象としておりません。

このことは、子ども医療費助成受給券の裏面の注意事項への記載や市公式ホームページ等により広く周知しているところです。

つきましては、改めて下記の点について、子ども医療費に係る柔道整復施術療養費の請求事務を行う契約接骨院等及び関係職員に周知徹底くださるようお願いいたします。

なお、当課の所管するひとり親家庭等医療費等助成制度につきましても、同様の取扱いとなります。

記

災害共済給付の対象となる可能性がある場合は、受給券は使用しないよう御留意いただき、給付対象外であることが確認された後に、償還払いの手続きを保護者へ御案内いただきますようお願いいたします。

1回の通院では対象とならない（総医療費が5,000円未満）場合や学校管理下の範囲となるか明確でない場合を含みます。

また、受給券を使用し助成を受けた場合、助成額について保護者から返還してもらう必要が生じますので十分に御留意ください。

災害共済給付は、子ども医療費助成制度よりも給付額が大きく、市民にとって有利となるケースが想定されることから、市民利益を踏まえた事務処理について御協力をお願い申し上げます。

災害共済給付制度の内容等につきましては、日本スポーツ振興センターにお問合せください。

なお、当市に請求された柔道整復施術療養費申請書の記載内容に、学校管理下での負傷等の可能性を確認した場合、保護者等への事実確認の上、支給申請書及び請求書を返戻します。負傷等の原因等について、災害共済給付に該当する可能性についてあらかじめ契約接骨院等へ御確認くださいようお願いします。

今後とも、関係制度の円滑な運用と市民サービスの向上に御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担 当 子育て支援課児童福祉班
担当者 吉野
電 話 0 4 7 6 - 9 3 - 4 4 9 7